6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Wataru Onishi Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Tsuchiura Labour Government Building ⑯.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 25 October 2016.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 25 January 2017 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 25 January 2017).
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama Shintoshin National Government Building Tower-2　2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

○第２号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　気象庁清瀬庁舎⑯機械設備改修その他工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　東京都清瀬市中清戸３―235
⑷　工事内容
敷地面積　19,620㎡
【既存】
（庁舎）
構　　造　鉄筋コンクリート造地上２階地下１階建
建築面積　約1,900㎡
延べ面積　約5,900㎡
用　　途　庁舎
他１棟
工事種目　空気調和設備、換気設備、自動制御設備、給水設備、排水設備、撤去工事、建築工事
⑸　工期　契約締結の翌日から平成30年６月29日まで。
⑹　使用する主要な資機材　冷凍機　約３組、空冷式パッケージ形空気調和機　約４台、ユニット形空気調和機　約11台、熱交換器　約２台、ヘッダー　約２台、ポンプ　約13台、消音ボックス付送風機　約２台
⑺～⑼　第１号１⑺～⑼に同じ。
⑽～⑾　第１号１⑾～⑿に同じ。
⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局のホームページにより公表する。
⒀～⒃　第１号１⒁～⒄に同じ。

2　競争参加資格
⑴　第１号２⑴に同じ。
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
⑷　第１号２⑷に同じ。
⑸　平成13年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす同種工事の新設又は改設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における施工実績は含まない。
㋐　工事種目　空気調和設備　中央式空調方式で冷凍能力1,500㎾以上（主要熱源機器、機材、冷水または冷温水配管、ダクト等の施工及び試験・調整を含む工事とする。）
ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとする。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は下記㋑の施工実績を有すること。
㋑　工事種目　空気調和設備　中央式空調方式で冷凍能力500㎾以上（主要熱源機器、機材、冷水または冷温水配管、ダクト等の施工及び試験・調整を含む工事とする。）
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑹　工事全般の施工計画が適正であること。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　１人の者が、平成13年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋒の要件を満たす同種工事の新設又は更新の工事経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における工事経験は含まない。
㋒　工事種目　空気調和設備　中央式空調方式で冷凍能力500㎾以上（主要熱源機器、機材、冷水または冷温水配管、ダクト等の施工及び試験・調整を含む工事とする。）
ただし、申請できる同種工事の工事経験は１件のみとする。なお、当該経験が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
③　第１号２⑺③に同じ。
⑻～⑾　第１号２⑻～⑾に同じ。

3　総合評価に関する事項
⑴　第１号３⑴に同じ。
⑵　総合評価の方法
①　第１号３⑵①に同じ。
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㋐　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「空気調和設備のダクト及び配管の施工において、保守・管理や将来の機器更新に配慮した施工に関する具体的な提案」
㋑　工事全般の施工計画
㋒　施工体制（施工体制評価点）